

富士見市民青色防犯パトロール隊員募集案内

1 富士見市民青色防犯パトロール隊員の主な活動内容

- ①市の青色防犯パトロール車を使用して、富士見市内（各町会）の防犯パトロールを実施します。
- ②防犯パトロールは、隊員2人以上で実施します。
- ③パトロール中に犯罪や不審者を発見したときは、速やかに警察署、市協働推進課に情報を提供します。
- ④防犯パトロールは、きめられた服装により着任します。

2 富士見市民青色防犯パトロール隊員参加資格

- ①富士見市に在住している方
- ②心身ともに健康な方
- ③自動車運転免許証取得3年以上経過している方で日常的に運転している方
- ④上記の条件を満たしかつ町会長が推薦する方
 - ・青色防犯パトロール車両を運転する隊員は、①～④のすべての要件を満たす方。
 - ・青色防犯パトロール車両を運転しない隊員は、①②④の要件を満たす方。

3 提出書類

- ①富士見市民青色防犯パトロール隊員名簿兼推薦書（様式第1号【表面】）
 - ②誓約書（様式第1号【裏面】）
 - ③隊員の自動車運転免許証の写し
 - ・青色防犯パトロール車両を運転する隊員は、①～③の書類の提出してください。
 - ・青色防犯パトロール車両を運転しない隊員は、①②の書類を提出してください。
- ※隊員本人に記入いただき、町会長が推薦書に署名して提出してください。

4 報酬

- ・青色防犯パトロール隊員への報酬は、無償です。

5 車両維持管理費

- ・車両の維持管理費及び燃料費等については、市が負担します。

6 自動車保険

- ・補償内容

対人	無制限	搭乗者傷害	1,000万円
対物	無制限	人身傷害	5,000万円

7 問合せ

富士見市役所 協働推進課 自治・防犯 G
電話049-251-2711（内線433）